

郵便物等の取扱に関する利用規約

本規約は、株式会社バーチャルオフィス1（以下「運営者」という）の利用規約第13条に定める郵便物等の取扱についての具体的な運用等を定めたものであり、入会を希望する者が運営者への会員資格の申込を行った時点で本規約やその他条項に同意したものとします。

第1条（目的）

本規約は、運営者が提供するバーチャルオフィスサービスのうち、郵便物等の取扱に関して明確にすることを目的とする。

第2条（定義）

1. 本規約において、使用する用語の定義は、バーチャルオフィス1の利用規約に定める通りとする。
2. 郵便物等とは、運営者が提供する住所に届いた、会員が入会時及び契約形態の変更時に登録した法人名、屋号及び会員本人の氏名またはビジネスネーム宛の郵便物や宅配物のことをいう。

第3条（本規約の優先適用及び優先効力）

1. 郵便物等の取扱は、本規約がバーチャルオフィス1の利用規約に優先するものとする。
2. 本規約は、運営者と会員の間で利用契約前に交わされた全ての書面、口頭による合意または了解事項に優先するものとする。

第4条（郵便物等の受取）

1. 運営者は、会員との利用契約に基づき、原則として会員宛の郵便物等を代理で受領する。但し運営者に届出のない法人名、屋号、会員本人の氏名またはビジネスネーム宛の郵便物等を受け取ることはできない。
2. 次の各号に定める郵便物等に関しては不在票を受領し、運営者が定める方法で会員に連絡する。
 - (1)現金書留、内容証明、本人限定受取郵便
 - (2)裁判所等から送達された公的または法的な書類、その他の重要書類
 - (3)壊れ物、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、個人名義のキャッシュカード、クレジットカード(当社住所にて法人登記された法人宛のキャッシュカード、クレジットカードは除く)を含む)
 - (4)生もの、冷蔵・冷凍が必要なもの、食品類全般
 - (5)生き物、湿気、臭気を発する物品、その他不潔な物品
 - (6)危険物（銃器、刀剣類等法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品
 - (7)代金引換によるもの、着払いのもの
 - (8)3辺の合計が120cmを超えるもの
 - (9)一度に多量の郵便物、小包等
 - (10)前各号のほか、法令に違反するもの、および当社が適当でないと判断したもの

第5条（郵便物等の到着連絡）

1. 運営者は、会員宛に届いた郵便物等の到着について、運営者が定める方法によって通知する。
2. 到着を通知する郵便物等の判断は、運営者が行うものとし、次の各号に該当するものは原則として通知を行わない。
 - (1) 不特定多数の会員宛に送られてくるダイレクトメールなどの郵便物等
 - (2) その他、運営者が通知を必要としないと判断したもの

第6条（郵便物等の保管、破棄、開封）

1. 運営者は、受け取った郵便物等を運営者が定める方法によって保管する。
2. 受け取った郵便物等の保管期間は受け取った日から起算して1ヵ月間とする。
3. 保管後1ヵ月を経過した郵便物等については、運営者の判断で破棄することができる。
4. 運営者は、会員から指示があった場合、受け取った郵便物等を破棄することができる。なお、指示方法は運営者が別途定める方法に限定する。
5. 運営者は、会員から指示があった場合でも、受け取った郵便物等を開封することはできず、

きない。

第7条 (郵便物等の転送)

1. 運営者は、受け取った郵便物等を運営者が決定した周期で転送する。
2. 郵便物等を転送する住所は会員が運営者の定める方法によって届け出た住所とし、それ以外の住所への転送はできない。
3. 郵便物等を転送する際の実費は会員が負担するものとし、本規約末尾に記載した転送料金一覧表の記載に従うものとする。
4. 前項で発生する実費は、月末締めで当月末の請求日に登録されたクレジットカードからの引き落としで決済するものとする。

第8条 (郵便物等の受け渡し)

1. 運営者は、受け取った郵便物等について、運営者が定める方法により会員から事前に連絡があった場合、店舗窓口にて受け渡しをすることができる。
2. 会員は窓口で郵便物等を受け取る際、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書を必ず提示しなければならない。
3. 窓口の営業日、営業時間等はサイトやマイページで掲載し、メール等で通知するものとする。

その他、郵便物等の取扱に関するルール

《転送料金一覧表》

50g以内	150円
100g以内	250円
150g以内	350円
250g以内	450円
500g以内	600円

※500gを超えるもの、もしくは当社指定の封筒への封入が困難な場合は宅配便で発送する。配送業者は運営者が指定する業者を利用する。

《到着連絡の具体的な方法》

- ・郵便物の到着連絡は運営者が公式LINEを使って行うものとする。
- ・到着連絡を希望する場合、会員のLINEアカウントを運営者に開示・提供の上、公式LINEの友達追加が必要となる。
- ・到着連絡は届いた郵便物の写真を撮り、その画像を個別のメッセージへ送るものとする。

附則

本規約は、令和4年6月1日から実施する。

【令和4年6月1日制定】

【令和6年10月1日改定】